

江府町告示第31号

地縁による団体の告示の変更について

地方自治法第260条の2第1項に基づく地縁による団体の告示事項を変更したので同条第10項の規定により告示する。

令和8年 4月 20日

江府町長 白石祐治

1. 名 称 尾之上原自治会

2. 規約に定める目的

規 約

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 二 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 三 集会施設の維持管理
- 四 自衛消防に関する事項
- 五 敬老会、子供会のリクレーションに関する事項
- 六 部落有林の撫育管理
- 七 その他

3. 区 域 日野郡江府町大字俣野890番地2から1764番地2までの区域とする。

4. 事務所 日野郡江府町大字俣野1762番地1 尾之上原会館内

5. 代表者の氏名及び住所

氏 名 稲田 眞一

住 所 江府町大字俣野1673番地

6. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 無
職務代行者の選任の有無 無

7. 代理人の有無 無

8. 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

規 約

第37条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9. 認可年月日 平成10年3月10日